

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会(第2回) 議事録

1. 日時: 平成14年4月5日(金) 10:00~12:00
2. 場所: 中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室
3. 出席者:
尾身幸次科学技術政策担当大臣
【委員】井村裕夫会長、桑原洋会長代理、吉野浩行議員、相澤英孝委員、荒井寿光委員、新井賢一委員、
浮川和宣委員、江頭邦雄委員、江崎正啓委員、齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、
中島淳委員、野間口有委員、廣瀬全孝委員、藤野政彦委員、松重和美委員、山本貴史委員、
【事務局・関係省庁】
(経済産業省)濱田隆道官房審議官
(東京工業大学)相澤益男学長、細川洋治研究協力部長
(産業技術総合研究所)平石次郎副理事長、後藤隆志産学官連携部門長
(科学技術振興事業団)沖村憲樹理事長、井上邦弘理事
(内閣府)大熊政策統括官、浦嶋官房審議官 他
4. 議題: 国の研究開発投資に対応した知的財産の創出と確保
5. 議事録

会長

おはようございます。総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会第2回の会合を始めます。
前回は、ごく一般的に議論をしたが、今回からは少しフォーカスを絞って議論をしていきたい。最初に、資料の確認を事務局からお願いします。

事務局 (資料確認)

会長

それでは、今回初めて参加をいただきましたメンバーの紹介をお願いします。

事務局 (吉野議員、江崎委員、野間口委員、藤野委員、松重委員の紹介)

会長

3月20日に第1回の知的財産戦略会議が官邸で開催された。この会議には、この専門調査会を代表する形で桑原議員に参加いただいているので、桑原議員から第1回戦略会議の状況報告をしていただく。

桑原議員

3月20日、尾身大臣と共に出席をした。知的財産戦略会議では、世界有数の知的財産立国の実現を目指そうということで、6月中旬を目途に知的財産戦略大綱(仮称)を策定することが決定された。また、大綱の策定に向けた起草委員会を設置することが決まり、東京大学の中山教授を委員長に、今日御出席の荒井委員、東京工業大学の大山委員、そして私の4名が起草委員会を構成することが決まった。

第1回の知的財産戦略会議では、事務局から知的財産をめぐる最近の状況について説明があり、そのほかにキャノンの御手洗社長、東京大学の中山教授、荒井委員からプレゼンテーションがあった。

その後、関係閣僚と委員からの発言があり、尾身大臣からは本専門調査会では科学技術の観点からの検討を行い、専門調査会の検討内容を戦略会議に報告をしていくとの御説明があった。昨日、知的財産戦略会

議の起草委員会の第1回を行った。そこで出た議論は、戦略会議とこの知的財産戦略専門調査会の関係をうまくとっていく必要があることの確認。大綱的な戦略が打ち出されるので、それに基づいて各省が我々の大綱的な考えの中にスケジュールを明示していこうと思っているので、大綱が出た後、各省が動くと思うが、そのときにこの専門調査会で議論された結論がフィードバックされていくと考えている。

本日の議論も、次回4月10日に第2回戦略会議が行われるが、その場で御報告をしてみたい。

会長

それでは、本日の議題に移りたい。本日は関係機関からのヒアリングを予定しているが、その前に第1回の専門調査会における議論を整理した資料をつくらせているので、それについて事務局から説明をしていただく。

事務局（資料1の説明）

会長

前回御欠席の方々に、文書で御意見を出していただいたのはできるだけ資料1に入れたつもりだが、それ以外にコメントがあれば簡単に言っていただきたい。

私は文書で一応出させていただいた。その中で、特にTLO等、大学との研究の形については制度、運用共にいろいろとフレキシブルな運用ができるような体制が是非必要だと認識している。

論点整理という点では、大変よくまとめていただいていると思う。グローバルな意味での競争力強化を考えて、このバイ・ドール条項の見直しは必要と考えている。また議論を深めていただきたい。

大変よくまとまっているのでこの中にほとんど入るが、我々が一番問題と思っているのは、国際的ルールの整備。今、実際に事業そのものが国際化してきているので、どうしてもアメリカとの対等な戦略のやりとりが非常に問題になってくる。アメリカを基準とした対等なルールの整備が一番大事だと感じる。

私は文書でメモ書きを出した。私の立場としては1つは産学連携をいかにやるかで、具体的には京都大学で戦略的産学融合アライアンスを、始めている。その中で、やはりIPの取扱いが企業との連携の中で非常に重要になっている。それで、今回の議論はまさにそれが含まれているので、我々としては実践を通してこういったものをとらえたいと思っている。

会長

ほかに何かあれば、簡単に伺いたい。

少し議論のあった、ノウハウの問題などは3番目の営業秘密保護の辺りに入る。それから、マテリアルトランスファーの問題などはどこで議論するのか。

事務局

先端技術の在り方の一つ、あるいは広く基盤の問題としてもできる。

会長

本日は、各省から来ていただいており、これから御意見を伺いたい。最初は日本版バイ・ドール条項の現状と課題について、経済産業省から説明をお願いします。

経済産業省（資料2に基づいて説明）

会長

議論は後でまとめてしていただきたいが、もし御質問があれば。

確認の御質問をさせていただきたい。実は省庁、あるいは特殊法人等によっては、補助金事業に関してはバイ・ドールが適用されるものの、出資金事業についてはバイ・ドールは適用されないとおっしゃられるところがある。それについては、これはすべての研究費となっているので、当然NEDOも出資金事業なので出資金事業も含まれるという解釈でよろしいか。

今の出資という言葉には2つ意味があって、国から特殊法人に出資される原資を使ってやっているという話であれば、それはNEDOでもそういうふうに使っているので、財源がどういってお金であろうと特殊法人と受託者の関係は対象になる。委託と補助金も含めてだが。

ただ、特殊法人自体が出資をするという形態もある。それを通じて研究開発を行っているケース、これは基盤センターも廃止したのでほとんど例がないが、その場合は全然違う話。

どちらによるかだが、原資の方が出資であれば、おっしゃるとおりだと思う。

海外の企業にライセンスすることについては、現在は何も決められていないのか。

全くルールはない。そこは内外無差別で適用している。

ただ、米国の場合も海外企業に渡すこと自身については制約はなく、制約があるのはその外国の企業が国内で完全に独占的なライセンスを持ってしまうというときだけ。非独占的であれば当然海外企業が海外で生産して米国に輸出するときに、国内の業者がその特許権を前提に、非エクスクルーシブであれば別の参入が可能なのでその場合はいいとなっている。完全にエクスクルーシブに渡してしまうときだけ、認可を求めており、禁止ではなくて、なぜ米国内の企業が生産できないのかを徹底的に議論した上で、米国内での業者を選ぶよりも海外の方が効率的だという判断をされた場合には認可もしている。

アメリカのバイ・ドール法についての質問だが、企業の資本の国籍は何も触れていないのか。

国籍は全く触れていない。昨日の科学技術システム改革専門調査会でも石坂先生がお話になったと思うが、どちらかという米国のバイ・ドールは外国の企業も含めてどんどん渡した方がいいという考え方があった。それが結果として大学の研究水準やいろいろなお金とかライセンスする先がいろいろあっても、米国内の知識水準が上がればいいというのがもともとの目的であった。

ただ、実際には我々の経験では、ある研究のコントラクトをする場合に、それを将来我々が独占的に使えるオプションを成果が出たら契約したいといったときに、GM・フォードには官庁を通して相談している。それで、彼らは興味ないと言うから、それではそのオプションは結構ですというような感じがあった。法律にはそれは書かれていない。ダイムラー・クライスラーには聞いていない。GM・フォードには聞いている。

それはどの案件かはわからないが、御説明しなかったが、バイ・ドール法は全く一般法ですべての研究開発をカバーするもの。今のお話で例えばDOE、エネルギー庁のプロジェクトだと思う。バイ・ドールは上澄みみたいな法律で、それ以外に一番強力なのはDODがあるが、ディフェンスとかエネルギーのような国益の観点から、より厳しい規制をしているルールがある。これはバイ・ドールとは別の法律体系。エネルギー省に関する研究開発の調達法等が別途あって、セキュリティ上の観点、DOEの観点から国内産業保護的な運用はしているが、それは別である。

別の筋からの話だということですね。わかりました。

会長

それでは、また後でいろいろ御議論をいただきたい。

続いて、国の研究開発を実施している機関として大学、独立行政法人、特殊法人の各機関を代表して、今日は東京工業大学、産業技術総合研究所、科学技術振興事業団から研究開発成果の取扱いを中心に、現状

と今後の課題を御説明いただきたい。まず東京工業大学からお願いするが、各機関 10 分ぐらいで御説明をいただきたい。

東工大（資料3に基づいて、説明）

会長

少しここで議論をしていただきたい。

東工大では活発に知的財産の資産化活動がされてきていて、これは非常にいいことだと思う。しかし、既にいろいろなところで議論が出ているかもしれないが、われわれ企業の立場から見ると、海外で事業をすることが非常に多いため、日本の国内だけに特許権があっても、本当の意味での知的財産の管理ということにはなり得ない。東工大では平成 11 年度、12 年度、出願活動が非常に活発になってきているという話だが、海外出願はどの程度されているのか、少し実態を教えてください。

これが先ほどのTLO活動の問題点の中にも入るが、実際は海外出願に関しては、まず出願料の資金的な面が非常に不足している。そのため、非常に数が限られたものしか外国出願にまでたどり着かないのが実態。TLO組織の活動で外国出願についても十分な措置がとれるよう増強しなければいけないのが深刻な問題。

特にTLOで扱う特許についてはある程度の予算措置がされていると思うが、教官の個人有と書かれている所は、企業との共同出願等があるかもしれない。実態はどうか、教えてください。

個々については、個人有の行く末は追い切れない。数がなかなかはっきりしないが、おっしゃるとおり今まで届出がなかったのもあるぐらいの状況。個人有でTLOに譲渡されていない部分については、かなり有望な内容の特許であれば、企業との関係で外国出願等を行っているケースもあるが、実態はつかみにくい。

問題点については最後のページにわれわれも感じていることが述べられている。

先ほど外国への特許という御指摘があった。それに合わせて国内でも特許を1件だけ出しているのでは、企業として見た場合に実施に当たっては大変歯抜けの状態になっていて、知的財産のプロテクションという意味では欠けたものになる。早い段階で基本的な特許と同時に、それらに関連する特許網というか、何件かの特許をきちんと確保していく人材が必要。

御指摘のとおり。先ほどのスキームにあるように、基本特許が出たところで、あるいは出るところでライセンスの話を持ち出している。もし企業から、これは有望株だということであれば、ライセンスをする中でそういう知的財産の押さえ方も、その段階から始まっていくと考えていただければいいと思う。

東工大の例について質問したい。ライセンスより組織(TLO)の性格だが、これは大学に帰属する機関として東工大だけのマネジメントをされるのか。例えば共同研究、または他大学からもいろいろな共同研究をさせたらそれも扱うのか。

東工大と比べると、東大のCASTIの場合はむしろ生活共同組合みたいなもの。大学に食堂という概念は必要だが、そこに入る食堂の業者はいろいろなものがあり、生活協同組合みたいに横断的にいろいろな大学に入る組織もある。TLOと言われた今の組織形態は東工大に固有のものとして限定してやられているのか。そして、そういう趣旨で運営するのか。教えてください。

現在は、TLOの組織として、その中にメンバーシップをとっていて、企業がメンバーシップを支払ってその構成員になることをベースにしている。逆にそこに資源として何を投入してくるかというときに、現在は東工大側からのシーズ、技術が重点であるということ、確実に限定した壁の厚いものではないかもしれないが、活動は東工大の教官を対象にしている。

資料 11 ページの国有特許とTLO特許の実施料収入の違いの一番大きい原因はどんな点か。

国有特許の実施についてはいろいろと制約がある。それで、今回このTLOが間に入ってライセンスをしていくときには、個別にライセンス先と実態に即した交渉をしている結果だと思う。国有特許に関しては時期の問題もあるが、現在のTLO特許として扱っているところについては、そういう点では大学の主体的なところで動けるような形になっていると御理解いただければと思う。

ちょっと議論の筋が違うが、基本的なところで大学で従来実用化されなかった技術を実用化するという意味ではTLOが役に立つのはおっしゃるとおりだと思うが、大学はそもそも営利企業ではない。その点、例えばこういうことを強く推進することによって、すぐには知的財産に結び付かないし、すぐには収入に結び付かない基礎研究に対して影響を与えるのかどうか。私は若干心配している。

先ほど、研究戦略室という仕組みを説明した。ここがそういう機能をするべきところで、大学には本当に多種多様な研究がある。非常に個人レベルで先はどうなるかもわからないような基礎研究がたくさんあるが、それこそ次の大きなシーズ。大学全体としては外部の競争的研究費とか、その他いろいろなものから研究費に関わる外部資金をとにかく導入しようと。それで、その使い方については先ほどのような部局を超えた横断的な組織をつくっておいて、運用をいろいろと施策する。ある部分は基礎研究の研究環境を整備するとか、そういうところに意を使うようにしている。

ですから、TLO組織が学内に重要であることは十分理解できるが、そういう全体を見るところが欠けると、御指摘のような危険性を持つことになってくると思う。その意味で、この研究戦略室に対する私の期待は非常に大きなもので、そこでうまく全体のバランスをとりたい。

会長

今の問題は、知的財産権の問題というよりも広く産学協力の在り方。その中で大学の本来の基礎的研究をどのようにして維持していくかということは大きな問題になるので、その辺で御議論をいただきたい。現在は、こういう知的財産の在り方は非常に複雑になっており、現在の法律ではこういう形になるが、今後のあり方はここで議論をしていくことになる。例えば大学が一元的に管理するという意見が今、強いが、それについてはどうお考えか。

知的財産については、法人化された状態を想定したときには法人有の特許とする一元化が、種々起こっている問題を解決することになろうかと思う。

しかし、例えばTLOの今絡んでいる特許については個人の申出によって動いている。そのほかのオプションもあり得る。だから、圧倒的多数の教官にはまだそこまでの理解が得られるかどうかわからないところがある。ただ、方針としてはやはり一元化を目指すべきではないか。

大学でこういう取り組みが始まり大変期待が持てると思うが、本当に成果が出るのはこれからだろう。デバイスとかハードウェアの世界はこういう形でもかなりの効果が出てくると思うが、情報とか通信になると標準化とか国際的な標準の取り決めにかかなりの年月をかけてディスカスしながらやっていくわけで、そういう場には国は参加される。民間企業も一部参加するが、知的財産を表に出しているいろいろと提案する機会が非常に増えてくる。

そういう場合に、東工大とか東大などのリーディングユニバーシティの貢献は大きいと思うが、そのような話がもう既に出ているのか。それとも、今後出てきた場合に活動の幅をどういうふうに設定されようとしておられるのか、聞かせていただきたい。

学内的には、先ほどの研究戦略室の任務としてそのようなことも見据えることにしている。しかし、実際にいろいろと制度設定をしていくような仕組みのところには大学側がどの程度組み込まれていくのか、あるいは積極的にこちらから参入を声を大きくして叫ぶ必要があるのか、その辺のところはいろいろあるが、本学でも

そのようなことが特に議論になっているところで、是非そういうことへの全体的なガイディングプリンシプルをこういう会議で示していただけると、大学側にとっても大変ありがたい。

今の御質問に対してのお答えの一つだが、アメリカでも非常に有名なのはコロンビア大学が MPEG と JPEG の画像圧縮技術をパテントプールをつくって世界の de facto をつくったこと。

何を申し上げたいかという、大学という性質から非常に de facto で競合同士のコンソーシアムなどがつくりづらい部分を、実はTLOがまとめ役として担っている。私たちもそれを標榜しているので、そういった役割も期待できるのではないかと思っている。

既に出願済、あるいは登録になった特許のライセンスという面でのTLOの活躍はいいと思うが、実際に産学連携等で共同開発、共同研究をするときに、その中で生まれる知的財産の取り扱い、東工大の場合、どこが窓口になるのか。TLOが窓口になって契約をするのか、フロンティア創造共同研究センターが担当するのか、あるいは研究管理のために創設した、研究戦略室で扱われるのか。運用上のやりやすさを含めて教えていただきたい。

いろいろな形態があり得ると思うが、ライセンスした形で既に独立のベンチャーまで進むような段階に一挙にいってしまうものがある。そういう場合には、先ほどのように学外に近接しながら学外の組織に移っていくようなケースがある。学内が全部研究管理をしているものについては学内で、TLOの組織は先ほど申したように学外の組織になると思う。実務的にはフロンティア創造共同研究センターという組織を介して大学の事務局にもつながっていて、今は非常にうまく連携した形で動いている。

会長

では、最後にしたいと思います。

本日お聞きした感想。9ページにあるように、今日の御説明で一番印象に残ったのは⑤権利の譲渡のところ。教官等となっているが、発明者、学外の者を含めてだろうが、権利の譲渡はかなり大胆な仕組みかと思う。これは、いまお話があった一元化にもつながってくるが、権利の管理を考えると海外での管理もある、更というと侵害訴訟に対応するときに国内はもちろん海外でも矢面に立って、あるいは前面に立って攻めていくのかどうか。こういうのはかなり大変な話。長期的に見るとかなり大変なこと。

会長

どうもありがとうございました。

次は産業技術総合研究所から来ていただいている。10分ほどで説明をお願いしたい。

産業技術総合研究所（資料4に基づき説明）

会長

ありがとうございました。次に科学技術振興事業団から。

科学技術振興事業団（資料5に基づき説明）

会長

ありがとうございました。それでは、御質問、御意見をどうぞ。

JSTへ、国立大学が独法化された後にバイ・ドールを適用されるのかどうかという質問。というのは、ロバート・ケネラーさんが2001年6月に発表したデータによると、JSTを通じてライセンスされた国有特許は96年2件、97年ゼロ件、98年1件、99年2件、2000年3件と、5年間で8件。そういうことを考えた場合、年間大体10数億から20億円ぐらいの特許化の費用をかけて国有特許にしても、なかなか国有特許のライセンスは生

きないというのが結論ではないか。一方でTLOに関して言えば東大、東北大、東工大、関西TLO、慶応の5者だけを調べても、この3年ぐらいで200件のライセンスがされている。簡単に言うとバイ・ドールというのはアメリカは国有特許を国策としてやめた。これをやめて大学に個々に任せることによって大学が特許化推進を行って、産業界に対してどんどんライセンス化された。

今、独法化の議論があるが、例えば今のJSTのクレストやプレベンチャーを使うと、仮に東京大学が独法化されて東大の先生が全員クレストを使った場合には専用実施権はすべてJSTに設定することになっている。そうすると、独法化された東京大学も発明者である研究者もTLOも何もできない。すべてJSTに権利がいく、今の流れでいけばそうなっている。ちなみに、それを先生が返してほしいと言っても必ず専用実施権を設定しなければいけないとなっている。要するに専用実施権の設定等々を必要としない完全なるバイ・ドールを適用される御予定なのかどうかということをお聞かせいただきたい。

いろいろなお話が入っているが、まず国有化、国有特許については、これをどうするかは大学の方針。大学がその国有特許をどうされるかということだと思う。

それから、われわれ先ほど全体の数字を御説明申し上げましたが、7,500件特許をお預かりしていて、約3,000件の特許が実用化している。だから、個別に今の数字は当たらせていただきたい。

これはJSTのホームページに乗っている数字。

わかりました。

それで、クレスト等のバイ・ドールとの関係でいくと、補助ではない。先ほどから言っているように、われわれが先生方と一緒に研究を実施する。だから、キャンパスはないが、まず産総研や理研と同じと考えていただきたい。そこが科研費等の補助と全く違うところで、そこがまず第1点。

バイ・ドールの趣旨はアメリカの国が特許を預かって移転ができなくて死蔵したので大学、企業に開放した。われわれは先ほど来御説明したように、特許の成果は必ず技術移転につなげるというスタンスでやっていて、施策的にもそうなっているし、実績的にもそうなっている。数字が不満ということはあるかもしれないが、そういうスキームでやっている。だから、今のところはバイ・ドールが直にわれわれに当たるとは思っていない。

それから、先生方が実施したいときは特許にしても何にしてもすべて必ずお返ししている。先生方がそういうニーズがないからお預かりしているのであって、先生方がやりたいということを拒んだ例は1件もないはず。

実際にはJSTが先生に返還するときの契約書も私は知っているが、必ず専用実施権をまた設定するという話が契約書の中に入っていて、無条件に返すというのは、私は1件もお聞きしてなくて、返してほしいけれども返してもらえないという話があった。

それは枝葉の話だが、要するに本当にバイ・ドールを行うのかどうかという議論。JSTと同じ論理で、いろいろな特殊法人とかいろいろな各省庁の機関が、これは補助金ではなくて共同で研究をやっているんだというふうにすると、東大であろうが京大であろうが阪大であろうが、そこで行われた権利に関してはその特殊法人がすべて権利を扱う。これは大学はノーマネージメントで自由に何もできない。これが独立行政法人化なのだろうかという議論を私は必要としているのではないかと思っている。是非濱田さんの御意見もお聞かせいただきたい。

専用実施権の件は4月1日から改めている、先生方が御希望があったら必ずお渡しすると改めているので、御認識いただきたい。

それは無条件にか。

そうだ。

会長

先ほど話された「理研と同じ」というのはちょっと違うと思う。給料は大部分、大学が出している。研究施設も大学の研究施設を使っている。だから、そこはかなり違うと思う。今までは大学は余りこういう特許権等に関心がなかったが、これから独立行政法人になるとそこが非常に大きな問題になるのではないかと。だから、バイドール条項を適用するかどうかは非常に大きな問題になってくる。

アメリカの場合でも国の研究実施機関と、それからグラント、研究費を配分する機関がある。例えば、NIHの場合は内部の研究実施をする機能とグラント配分機能がある。文科省の関係で整理をしていただきたいのは、今までは文科省自身が研究費を配分する部分と、JSPSや、ある意味ではこのJSTのような事業体も一種の研究費配分をやっているが、この辺の制度設計はクリアに行われているのか、または今後改善していくのか。どういう環境をつくるかが非常に大きな問題だと思う。

JSTはバーチャルな研究所であると言われたが、バーチャルな研究所というよりは科研費より使いやすいやり方でグラントをいただいている、という印象がある。クレストは、研究の実施機関として、研究場所を確保すべきである。その制度設計の一例として、例えば医科学研究所の中にクレストホールをモデルとしてつくらせていただいた。先ほどの知的財産との関係でもこの辺は全体の制度設計も必要ではないかと思う。

同じようなことは他省庁にも言えて、文科省だけではなくて経産省、厚生省なども、ある意味でのグラントを持っているが、これは全体としてどういう制度設計になるか。それから各省庁の下に事業団のような形で、JSTがあるが、これとJSPSとの関係も若干問題になると思う。同じように経産省のNEDO、厚生省の医薬品機構やヒューマンサイエンス財団がある。研究者はこれらからお金をいただいているが、いろいろやり方も違い、どういう権利関係なのか極めて錯雑している。多角的なファンディングがあるのは望ましいという言い方で研究者は正当化はするが、そのベースのフィロソフィが極めて混乱しがちである。いろいろなお金をもらって研究する場合、一つにかけて研究する研究者の場合は非常にやりにくい。

いろいろなお金をもらって、言ってみれば大学の研究室で合成して、各々各省庁には説明できるようにしているが、実際にはハイブリッドな状態である。前回にも述べたが研究の発見から開発に至るまでの制度設計で、各々のステージでどういうファンディング形式をつくり、事業をやるのか、どういう権利関係とするのか。別にJSTをやり玉に挙げて文句を言うつもりはないが、この辺について今後どうしたらいいか、お考えがもしもあつたら伺いたい。

いろいろ御意見があるかとは思いますが、JSPSは科研費の補助金。先生は実質ファンディングに近いとおっしゃったが、われわれは先ほどの説明の繰り返しになるが、総合科学技術会議で重要と決めた分野を国からいただいて、それを実施して最後の成果まで仕上げていく一貫したシステムだと思っている。ここがいわゆる先生方に補助金だけ差し上げて、あとはお任せするというシステムとは違うところだと思っている。これを政策的にどうお考えになるかというのは政策判断だと思うが、個別の研究機関でそういう政策目的を遂行するやり方もあるが、全国の大学の英知を結集してこういうやり方で先生方に御参画いただいて最後の特許、実施のところまでちゃんとフォローして、国にその政策目標を達成していただくというやり方もあるということをお説明させていただきたい。

会長

今の問題も大変重要な問題でシステム改革専門調査会の中でファンディングの在り方も問題となる。今までいろいろな形で長い間かけて積み上がってきたものなので非常に複雑になっているし、いろいろな問題も抱えている。そこは是非また御意見を伺いながら変えていきたい。本日は主として知的財産権の問題で御意見を伺いたい。

今まで比較的知財の創出から出口側の流れについて議論がなされたと思うが、特に国の研究開発投資によって研究開発が始まる段階、またはその準備段階について、特に特許の問題との関係をコメントしたい。1つは望ましくは研究開発がスタートする前に、その関連分野の基本特許が抑えられていないかどうか、世界的に見て設定された研究テーマが確実に将来の果実を生むような領域を設定できているかということが大変重要ではないか。そういう意味で、これは知財をつくるというよりは、既に生まれている所有権に対して、

その情報をいかに活用するかという立場だが、この点についての十分説得力のある準備が国費投入の際の重要な要素ではないかと思う。

研究開発がスタートし、実際に走っている中でも、こういった特許情報がリアルタイムでかなりダイナミックな形でモニターされることが必要。この点に関しては、企業の場合は組織的な取り組みが社内でも行われていると思うが、大学のような研究開発環境の場合、あるいは国研のような例もそうかと思うが、例えば大学においていわゆる特許文献検索あるいは研究開発のスタートや進行中の特許のモニターを大学自身が自立してしっかり管理できるような、あるいはモニターできるような組織を今後持たなければいけない。この辺の体制が今後どういう形で進められるべきかを問題提起したい。

もう一つ、これは政策的な観点からのコメントだが、国が重点分野を例えば4分野定めて戦略的な推進をする場合にも、我が国の技術開発ポテンシャルの評価は当然ながら前提になるが、もう一つは特許動向を十分に踏まえる、あるいはその実態を示すマッピングをしっかりとやる。そういう中で我が国が競争の場でしっかり生き残れる、あるいは成果を出せる領域設定はやはり必要と思う。したがって、技術開発戦略あるいは国の重点分野の研究開発戦略においても、特許情報の適切な、あるいはかなり体系的な利用、運用が重要ではないか。

そういう意味では、例えば総合科学技術会議もそうかと思うが、政策立案に係る部門と、特許庁のような膨大なデータベースを持つ組織の間で極めて効果的な連携の仕組み、あるいは情報の流れを確保する。しかも、それは過去の蓄積だけではなくリアルタイムでやっていかなければいけないだろう。

会長

大学の問題に関してはいろいろな異論もあろうかと思うが、もし大学関係で何かあれば。

これから法人化されるので、大学における特許の在り方の検討を始めている。先ほどからいわゆる一元化の問題がある。それから、大学のスタッフもそういった面では職務発明的な話になる。そういったところで、先ほどの議論と同じように大学の特許をどうするかを本当に考えないといけない。予算の話もあるが、その仕組みづくりをまず示してほしい。

今、東北大の話があったが、非常に特許の件数は増えているが、件数だけ見ると増えるが、実質を考えないと破綻すると思う。特許の件数を業績の一つにするのも非常にいいことだと思うが、ややもすると皆さん特許の件数ばかりを気にして、実際的には件数はあるが何も生まれないということもあるので、実効的に動く仕組みを考えないといけない。

もう一つは、この前MITのTLOのディレクターのリタ・ネルソンさんが言っていたように、ある程度の方針ないしは規制緩和は欲しいが、すべてを政府がコントロールするのどうかという話があった。要は、大学とかそれぞれの場で創造性というか、柔軟性を含める仕組みづくりが大事ではないかと思う。その中で特許教育、それから特許の在り方、戦略性、そういったものをしっかり押さえることがまず大事で、個々についてはいろいろと工夫でアクティブになるところもあるし、そうでないところもあると、そういうことが全体的な方針ではないかと思う。

会長

今の問題は大学と、ミッション・オリエンテッドの昔の国研等とはかなり違うと思う。大学は研究者の自由な発想で研究を進めるので、最初から特許とか、そういうことを考えているわけではない。それに対して、ミッション・オリエンテッドのときにはそういうこともかなり考えていかないといけないと思う。先ほどの発言に対して産総研から何かありますか。

先ほど申し上げたように、基本的にわれわれのところでは自分たちでやっている研究を産業技術に育ててそこに生かすようにするのがわれわれの非常に大きなミッションと考えている。先ほど説明したように、研究をする前段階でも特許調査をするようにしているところだが、若干要望的なことを申し上げると、その特許をモニターする辺りについての費用がかなりかかるので、十分には行えていないのが実態ではないかと思う。

補足すると、現実に研究者に対して事前に特許調査をする研修をしている。それで、研究者が知的財産部に来て端末をいじって、自分でやろうとしている研究の特許状況を実際に調べて、これは悪い例だが、実はその特許を既に取りれていたのを発見してがく然としたという例もある。是非それを広めたいが、今は残念ながらそういう装置は知的財産部にしか予算がなくて置けない状態。是非研究者の手元に置いて気軽に使えるような状態にできればと思っている。

会長

JSTはやっていますか。

先ほど来の議論もあるが、われわれが最後に御説明した研究者の特許は大部分企業が出されているということにも関連する。今の大学の実態では、こういう分野の予算が非常に少なく、先生方が特許を出すのにも出せないとか、いろいろなことがある。

会長

研究を始める前に特許の有無を調べるということはやっておられるかどうか。

始める前に特許の有無というのは特にやっていない。

手短かに申し上げたいんですが、多少誤解を呼んだ言い方をしたかもしれないが、私は大学の場合といえども、取り分けミッションオリエンテッドな国費投入のプロジェクトについて言えば申し上げたとおりだと思う。

多少極端な例で言えば、うんと基礎サイドで国のお金が投下される。極めて基礎的な領域に国のお金が投下されることは当然あるが、その場合、特許問題にノーケアでいいかと言えば、必ずしもそうは思わない。調査をするのはやはり重要。その場合に、具体的な例については申し上げないが、必ず調べておかなければいけないような、例えばコンピュータで言うならば基本的なアルゴリズムとかアーキテクチャについてのパテントが既に出ている。現実のデバイスはまだない。そういうことを知ってプロジェクトを行うかどうか、あるいは基礎研究を行うかどうか、今後の大学運営では研究者の一つの視点、あるいはむしろ大学の経営者側の視点として必要ではないか。研究そのものが自由な発想や個人の発想を大事にする、あるいは、極めて予期しない横展開があるとかは大学自身の持っている特性なので、そこをだめにしないような形でモニターするという発想はやはり必要ではないかと申し上げたかった。

東大の場合は先ほど言われた情報提供などは国際産学共同センターでウェブ化してアクセスができるような努力はしている。いろいろな問題はまだあるが、随分アクセスがあり、われわれにも共同研究をやらうとか、ライセンスで会社を立ち上げられないか相談はくるようになったから、かなりの大きな変化は起こっている。どういう組織形態でこういう活動を保証していくかは非常に重要な問題。

ここで、先ほどの井村先生のまとめを再確認させていただきたい。全体の流れの中で知的所有権、財産権の全体像については一般的には議論された。今日の議論の中でいろいろな機関のお話を伺っていると、1つは国としてトップダウンで国費を通して行う研究がある。私の理解ではJSTもヒューマンサイエンス財団もNEDOも、省庁ごとに監督基準は違うと思うが、国、特に総合科学技術会議がプライオリティエリアを設定してこれを実施する。これは単なる研究費だけではなくて、事業を実施し、場合によっては企業の育成もする場合もある。このように事業団としての、バーチャルな場合もあるし、実際に組織を持っている場合もある。

このような機構でも、かなりの部分は大学の研究者を通して、実施されているのが実態であり、研究者のほとんどは大学に属している。このトップダウンの研究を、大学のTLOができつつある中でどう受け取るかという問題がある。しかも、先ほどの CASTI の御質問のように、こういう国費を投入した研究成果がバイドールのように研究者から企業に移転するルールに従って、使いやすくなっているという問題がある。それからの問題で、ここを明らかにするのは今後の制度設計の考え方として非常に重要だと思う。

医科学研究所でもミレニアムプロジェクトでSNPデータベースを中村祐輔センター長が20万か所マップした。これは自由に公開してデータベースにはしている。では、実際これを事業として使えるのか、今JSTや

文科省とも議論をしている。率直に言って余り使いやすくないというのが現実の問題として出てきている。これが個人のお金として出る場合にはまだずっとやりやすいが、先ほどのトップダウン的な仕組みでJSTを通して共同研究でやる場合に、どこに帰属してどのように使うのかは非常に重要な問題。

もう一つは、文科省が中心になっているJSPSのようなボトムアップ型のお金である。研究者のイニシアチブで決まる研究を大学のTLOが扱う仕組みになっている。こういうことで、大学のTLOは今日の議論から見るとボトムアップ型のハンドリングと、トップダウン型とどのように向き合うのか。この辺が制度設計では非常に重要になってきているという認識を持ってよろしいかというのが私の井村先生への質問。

会長

そのとおりだろうと思う。現状を十分まだ把握できていないところがある。だから、そういうことについては後でお諮りしようと思うが、こういうかなり多人数の会議で細かいところまで詰めることはできない。一方では、限られた期間内に知的財産戦略専門調査会のまとめをして、それを総理の下にある戦略会議に出していけないといけない。

そこで、実はワーキンググループを設けたいと考えている。資料6をごらんいただきたい。その趣旨は、知的財産戦略専門調査会における検討内容を充実・補完するため、ワーキンググループを設ける。そして、検討スケジュールがそこに書いてあるが、10人以内のメンバーから成るワーキンググループの中で今のような点を詳しく議論をしていただきたい。特に特許権の所属の問題、それからバイ・ドール法の適用の問題、いろいろな問題が出てくると思うし、研究費の種類によってその辺がかなり違うところもあろうかと思うので、その辺りを詳しく詰めていただこうと考えている。

そこで、このようなワーキンググループを設置することの可否についてお諮りしたいが、いかがか。大体資料6にあるように3回ぐらいワーキンググループをやっていただいて、そこで積み残した議論あるいは提起された問題点等を整理していただくということにしたいが、よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、ワーキンググループの主査は桑原総合科学技術会議議員にお願いをしたい。ワーキンググループのメンバーとして、相澤委員、荒井委員、江崎委員、齋藤委員、竹田委員、田中委員、中島委員、松重委員にお願いをしようと考えている。よろしいですか。(異議なし)

ありがとうございました。まだもう少し議論をしたかったが、予定の時間がほぼ過ぎました。他に何か。

先ほどプロジェクトの選定に当たって事前評価の件でちょっと間違ったことを申し上げた。基礎研究についてはかなり定性的な評価をしており、実用研究についてはパテントとか、そういうことも評価した上で選んでいるので、修正させていただく。

TLOとの関係で、1つ視点として抜けているのが発明者の問題。真の発明者はだれかをきちんとしておかないと、最近我々も経験して困ったことになっているが、最近アメリカの傾向として、実際に実用化のかなりのところまで進んだところで裁判が起こってくることもある。特許は大学教授が出した。だけど、真の発明者は私、大学院の学生ですとって裁判になってくる。

これはアメリカにおける最近の新しい傾向。多分あと数年したら日本でも。日本では弁護士さんは少ないからそういうことは起こらないかもしれないが、だけど実際にアメリカで何かやろうというときにそういうことが問題になることはないとは言えない。非常にそういう傾向が出てきている。その辺をTLOと先生だけで話し合いをして、それで特許を出してしまっているということであれば、後から大変な問題になるおそれがあるので、注意していただきたいということをコメントしたかった。

会長

ありがとうございました。確かに最近ノーベル賞でも、実はあれは自分がやったんだと問題になるわけで、非常に重要なポイントだと思う。

(第1回議事録、本日の会議資料公開、次回日程等について確認。)

以上